

○社会资本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）（抄）

(部会)

- 第七条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 審議会に置かれる部会に属すべき委員等は、会長が指名する。
 - 3 分科会に置かれる部会に属すべき委員等は、当該分科会に属する委員等のうちから、分科会長が指名する。
 - 4 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
 - 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 7 審議会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

- 第九条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したもの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。この場合において、第一項中「三分の一」とあるのは「三分の一（分科会にあっては国土交通大臣、審議会に置かれる部会にあっては会長、分科会に置かれる部会にあっては分科会長が三分の一を超える定足数を定めたときは、当該定足数）」と、前項中「会長」とあるのは「分科会にあっては分科会長、部会にあっては部会長」と読み替えるものとする。